

### (仮称)和光市こども計画 (第3期和光市子ども・子育て支援事業計画)策定の背景

- 日本における出生率が低下し、少子化が急速に進展しています。合計特殊出生率は、過去最低であった2022年の1.26を下回り、2023年の合計特殊出生率は、1.20となっています。
- 2023年に生まれたこどもの数（外国人を含む出生数）は、75万8631人で8年連続で減り、過去最少となりました。婚姻数は48万9281組で、戦後初めて50万組を割りました。
- 2023年（令和5年）4月にこども家庭庁が発足、こども基本法が施行されました。12月に「こどもまんなか社会」に向け、こども大綱が示されました。

#### 「こどもまんなか社会」とは



※こども家庭庁 こどもまんなかマーク

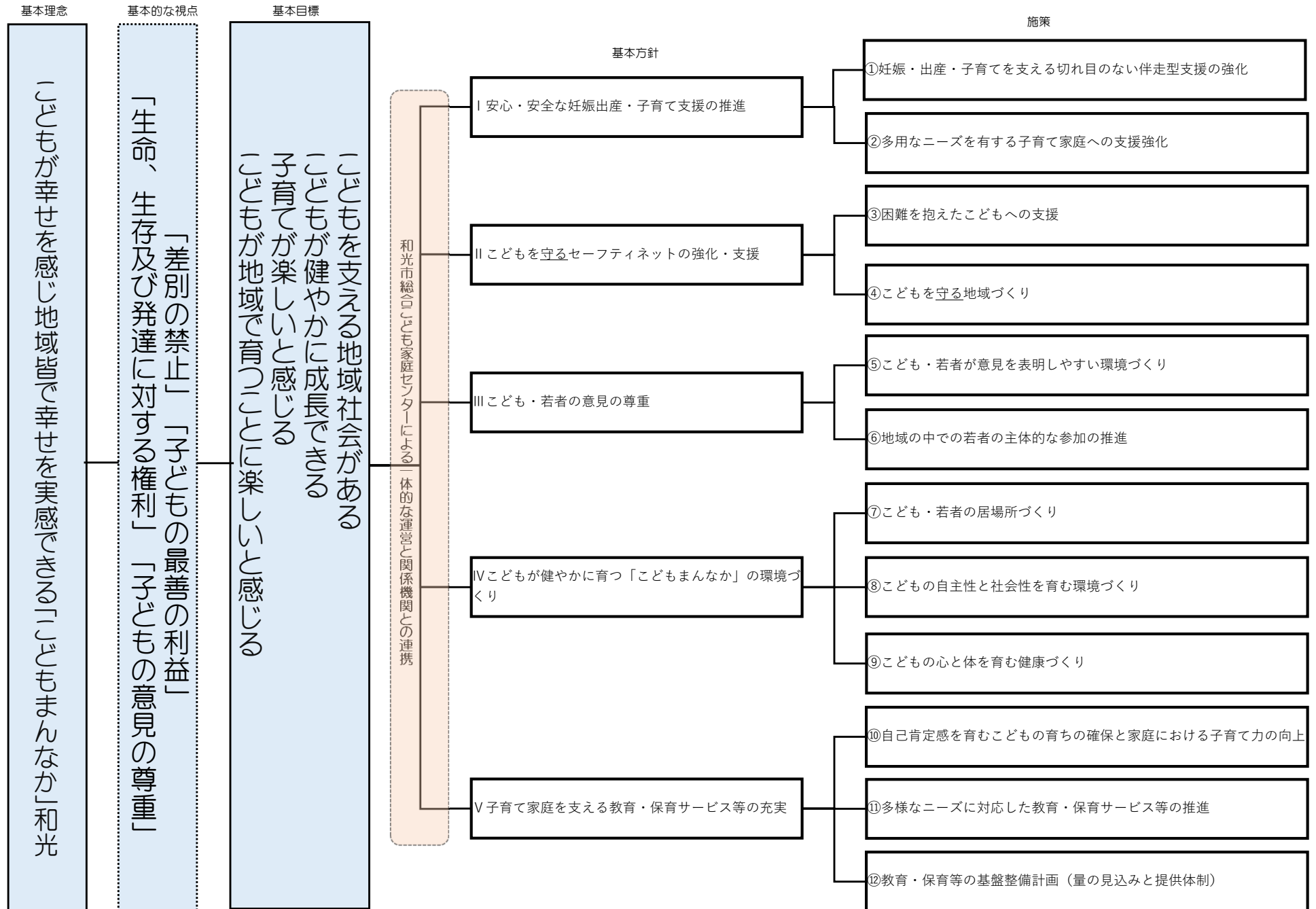
全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

- 国の「こども未来戦略」（令和5年12月22日）では、少子化対策として、（1）構造的賃上げ等と併せて経済的支援を充実させ、若い世代の所得を増やすこと、（2）社会全体の構造や意識を変えること、（3）全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること、の3つを基本理念として抜本的に政策を強化するとしています。
- 第2期計画までの待機児童対策を強く意識したものではなく、（仮称）和光市こども計画（第3期計画）では急速に進む少子化から、定員割れの施設が増える可能性が高いことや、「こども誰でも通園制度」に象徴される未就園児家庭への対応など、量から質の充実へとステージは変わると考えられます。

# 今後の和光市のこども政策

- 和光市の出生数は減少傾向にあり、少子高齢化が進展する兆候から、市は出生数の減少に歯止めをかけ、子育て世帯の定住や転入につなげる必要があります。また、東京都と隣接している環境から、様々な子育て支援や経済的支援を行う東京都にはない、子育てしやすい住環境を掲げたこども政策を行っていく必要があります。
- アンケート調査から、子育てについて相談できる人がいないと回答した割合が10人に1人にのぼることや、出産や子育てに関する相談先が配偶者やパートナー、家族や親族が多く、妊娠から子育てまでが家庭内で行われている現状がわかりました。和光版ネウボラにより、こどもと子育て家庭が、身近な場所において、子育ての不安な気持ちや悩みを相談し、支える場所を整え、安心して出産や子育てを迎えることができる機会や場を充実させることが急務です。こどもと子育て家庭の居場所であり身近な拠点の子育て世代包括支援センターの充実と、伴走型相談支援の強化が必要です。
- こどもの虐待相談件数は増加傾向であることや、ヤングケアラー、医療的ケア児や障害児の支援など、こどもを守るセーフティネットの強化や支援が必要です。
- 「こどもまんなか」の視点に立った様々なこどもの居場所づくりを、市民活動団体やNPO法人、民間企業などと協働で行っていくことが必要です。
- こどもの自己肯定感の向上とより良い施策の実現には、こども・若者の意見を聴き、こどもと一緒に社会をつくるという文化が必要です。こども・若者が安心して意見を言えることができる場や機会をつくることが大切です。

# (仮称) 和光市こども計画（第3期和光市子ども・子育て支援事業計画） 基本体系（案）



# 基本理念（案）

## こどもが幸せを感じ地域皆で幸せを実感できる 「こどもまんなか」和光

（主旨）

- ・ こどもが幸せである
- ・ こども一人一人が大切にされる
- ・ こどもが安心できる居場所がある
- ・ 親も楽しく安心して子育てができる
- ・ 地域がこどもの支えになっている
- ・ 地域もこどもがいることに喜びを感じられる

### 【こども大綱】

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現をスローガンとしています。「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

# 基本的な視点（案）

『差別の禁止』

『生命、生存及び発達  
に対する権利』

『子どもの意見の尊重』

『子どもの  
最善の利益』

## （主旨）

すべてのこどもの権利が保障され、こどもの基本的な人権が守られること、そこからこどもの最善の利益の実現を目指すことが基本的な視点となります。

こどもと子育て家庭への支援において、「こどもまんなか」とした観点をより重視し、こどもが自己肯定感を育んでいけるしくみづくりが必要です。これを進めるには、子どもの権利条約にある「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」、「子どもの最善の利益」の4つの原則が、あらゆるこどもの権利の実現を考えるときに合わせて考えることが大切です。和光市は、この4つの原則を基本的な視点とし、すべての施策を展開していきます。

## 【子どもの権利条約について】

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。

1989年11月20日、国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束している「締約国・地域」の数は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

子どもの権利条約は、子ども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。

生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など、世界のどこで生まれても子どもたちがもっている様々な権利が定められた、この条約が採択されてから、世界中で、多くの子どもたちの状況の改善につながってきました。

# 基本目標（案）

- こどもが地域で育つことに楽しいと感じる
- こどもが健やかに成長できる
- 子育てが楽しいと感じる
- こどもを支える地域社会がある

## 【アンケート調査結果より】

就学前児童の保護者アンケートでは、「子育てを楽しいと感じるか」という質問に対し、「楽しいと感じることの方が多い」が69.4%であり、第2期計画の目標66.0%に対し、目標達成はしているものの、相談先やコミュニティを求める傾向にあります。また、「和光市は子育てしやすいところか」の質問に対し、「子育てしやすい」は35.8%、「ふつう」は46.7%、「子育てしにくい」は10.8%となっており、子育て支援の充実がさらに求められています。

小中学生アンケートからは、「今の生活に対して楽しい感じるか」という質問に対し、「楽しいと思う」「まあまあ楽しいと思う」が全体の91.1%を占めるものの、「楽しいと思わない」「あまり楽しいとは思わない」は8.6%でした。また、「さびしいと思うことはあるか」について、37.3%があると回答し、「仲間はずれにされたとき」「家でひとりで遊んでいるとき」「悩みがあり相談できる人がいないとき」と答えています。